三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竹の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県北都留郡小菅村
字池之尻　四四七九番一　一号
字ナツチ　四五六〇番一　二号
字竹ノ沢　四四七六番一　三号
四四六五番　四号
四四六一番一　六号
字転石　四四五七番　五号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天平沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第四百七十五号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
山梨県北都留郡丹波山村
字葛倉　三六九三番　一号
三六七一番　二号
三六八三番　三号
三六八五番　四号及び五号
三六八八五番二　六号及び七号
三六八六番　八号
三六九〇番　九号
三六九一番三　十号
三六九四番二　十一号
三六九四番一二　十二号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中村沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県大月市七保町葛野
字桂輪サス　一八四二番　一号から三号まで
一八三八番　四号及び五号
一八五五番　六号及び七号
字トナミ
一九〇一番　八号
一九〇九番　九号

○国土交通省告示第九百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
栗平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷（平成二十六年国土交通省告示第九百四十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
奈良県吉野郡十津川村大字内原
七一七番
七一八番
七一九番一
七二〇番一八及び七二〇番一九
七三一番三
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天ノ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
奈良県五條市大塔町清水
一〇〇番
二一〇番
二一二番から二一六番まで
二一七番二
二一八番一及び二一八番二
二一九番一及び二一九番二
二三〇番から二三三番まで
二三八番から二四〇番まで
二六二番二及び二六二番三
二六四番
二七一番二及び二七一番三
二七五番一から二七五番三まで
二七六番
二七七番
二七八番一から二七八番三まで
二七九番二及び二七九番三
二八一番
二八三番
二八六番
二八七番
二八八番一及び二八八番二
二八九番から二九九番まで
三〇〇番一
三〇〇番三
三〇一番一
三〇一番三
三〇二番一及び三〇二番二
三〇三番一
三〇四番一から三〇四番四まで
三〇五番から三一〇番まで
三四一番
三八七番
三九三番一及び三九三番二
三九四番から三九九番まで
四〇〇番一及び四〇〇番二
四〇一番から四一一番まで
四二三番
四三六番から四四〇番まで
四五六番

○国土交通省告示第九百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年七月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5357号	船舶自動識別装置	ＪＨＳ－183	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号

○北海道開発局告示第百四十五号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線
道路の区域
区間　敷地の幅員延長
釧路市美濃一二線一四八番一から同市美濃一二線一五〇番一まで　一二・五〇～五七・五一メートル　〇・二六〇キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十八号、三百三十六号及び三百九十二号
口　次に掲げる土地
奈良県五條市大塔町清水
二七二番から二七四番まで
三〇〇番二
三〇一番二
三〇二番三
四二二番
四二四番及び四二五番
八　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イ及びロに掲げる土地の区域を除く。）
奈良県五條市大塔町清水
四二五番地先河川敷　一号
三〇一番二地先河川敷　二号
四二二番地先河川敷　三号
三〇〇番二　四号
三〇一番二　五号
三〇六番　六号